

第2期 橋本市 子ども・子育て 支援事業計画

令和2年度～令和6年度



概要版

令和2年3月
橋本市



計画の概要

計画策定の趣旨

本市では、平成27年3月に「橋本市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「子どもが輝くまち」の実現をめざし、子ども・子育てに関する施策を総合的に推進してきました。

一方、国では、平成28年に「児童福祉法」が改正され、子どもが保護の対象から権利の主体へと、法の理念が大きく変わり、児童虐待の発生予防や虐待発生時の迅速かつ的確な対応が明確化されました。さらに、平成31年には、幼児教育・保育の無償化を実施するための「子ども・子育て支援法改正案」が閣議決定されました。

本市においては「橋本市子ども・子育て支援事業計画」が、令和元年度で計画期間が満了となることに伴い、近年の社会潮流や本市の子どもを取り巻く現状、計画の進捗状況を確認・検証し、すべての子どもが健やかに育ち、また、安心して子どもを産み育てることができるよう、「第2期橋本市子ども・子育て支援事業計画」(以下、「本計画」という)を策定します。

計画の基本理念

～笑顔とあたたかさを未来へ～
子ども・親・地域がともに育ち合うまち 橋本

本市では、「橋本市子ども・子育て支援事業計画」において、子ども一人ひとりが主人公となり、それぞれが輝き、心豊かな育ちと地域社会に明るい未来をつくりだせるよう、「オール橋本」で総合的な支援を進めてきました。本計画においても、子どもにも、親にもやさしい、みんなが「ともに育つ」まちづくりを地域全体で進めるため、第1期計画の基本理念を踏まえ、上記の基本理念を掲げ、子育て支援施策を推進することとします。



計画の期間と位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法の規定に基づくもので、これまでの「橋本市子ども・子育て支援事業計画」を継承する形で、「橋本市長期総合計画」を上位計画とし、本市で策定した各種計画との整合性を持たせながら、子育て分野の計画として位置づけるものです。

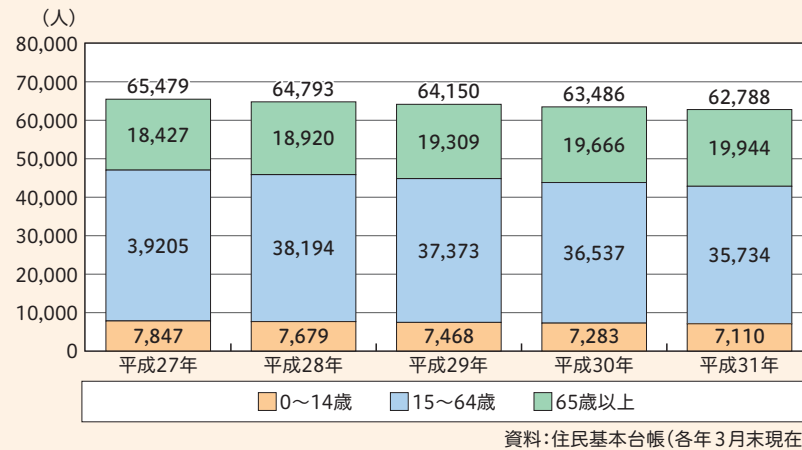
本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年とします。本計画の最終年度である令和6年度には、本計画の達成状況の確認と見直しを行います。

平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	
2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	
計画策定		第2期橋本市子ども・子育て支援事業計画(本計画)							
						評価・見直し	次期計画 (令和7年度～)		

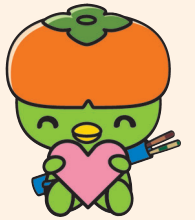


橋本市の現状

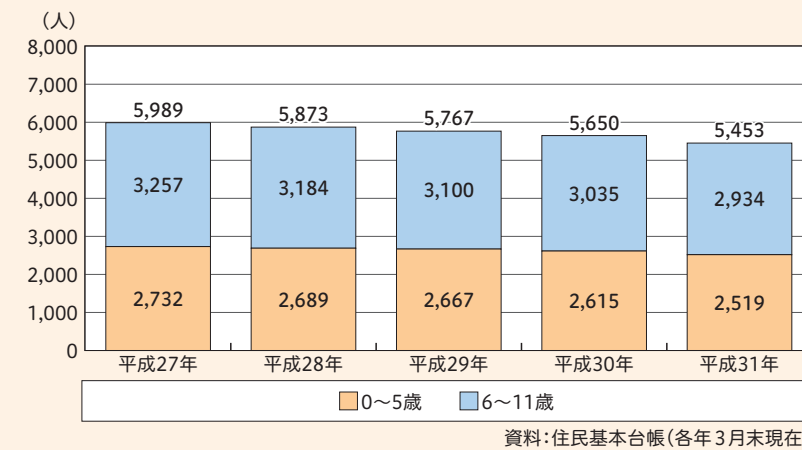
総人口、年齢3区分別の人口推移



平成27年に65,479人だった総人口は、平成31年では62,788人と5年間で約2,700人減少しています。また、65歳以上人口は増加傾向にある一方、0～14歳人口と15～64歳人口は減少傾向にあります。



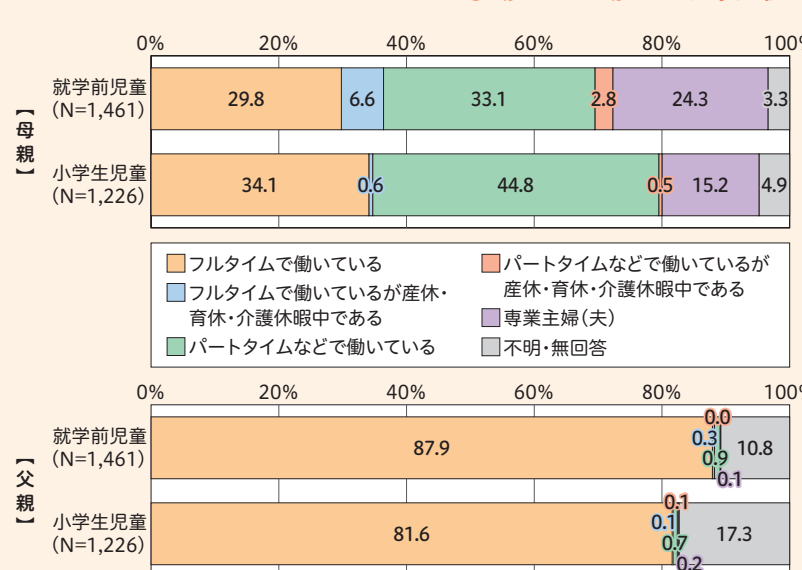
児童人口の推移



平成27年以降、児童人口は逡減しており、平成31年では5,453人となっています。

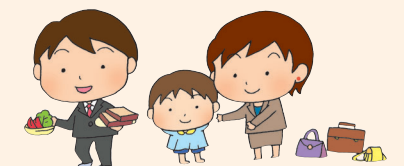
今後、出生数の推移とともに未就学児童数を注視しながら、教育・保育のあり方を検討する必要があります。

母親と父親の就労状況



保護者の就労状況をみると、就学前児童・小学生児童の父親ではフルタイム就労者(休業中は含まない)が8割を超えています。

母親では、パートタイム就労者(休業中は含まない)が就学前児童では3割、小学生児童では4割を超え、働く母親が増加しています。



計画の基本目標と施策の展開

基本理念

笑顔とあたたかさを未来へ
子ども・親・地域がともに育ち合うまち
橋本

基本目標

施策の展開



事業計画の提供体制

認定区分と提供施設

認定区分	実施機関	令和6年(計画終了年度)まで必要な施設定員を確保・維持します。	
		見込量	確保量
1号認定:満3歳以上(保育の必要性なし)	幼稚園、認定こども園	244人	466人
2号認定:満3歳以上(保育の必要性あり)	保育所、認定こども園	867人	876人
3号認定:満3歳未満(保育の必要性あり)	保育所、認定こども園 地域型保育事業	495人	496人

地域子ども・子育て支援事業の全体像

事業	事業の内容	令和6年(計画終了年度)		
		見込量	確保量	
時間外保育事業(延長保育)	保育所の開所時間(11時間)の前後30分以上において時間を延長して保育を実施する事業	405人	1,372人	
放課後児童健全育成事業(学童保育)	保護者が就労等で昼間家庭にいない小学生に、放課後や学校休業中に居場所を提供する事業	937人	1,200人	
子育て短期支援事業(ショートステイ)	保護者の疾病等の理由により、事業実施施設を指定し、当該施設において一定期間、養育及び保護を行う事業	30泊数	300泊数	
地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)	乳幼児及びその保護者の交流の場を設け、子育ての相談、情報の提供、子育て支援へとつなげる事業	1,027人回/月	1,520人回/月	
一時預かり事業(一般型・幼稚園型、トワイライトステイ)	就労形態による短時間・継続的な保育や、緊急時の一時的な保育等に対応するための事業	幼稚園の一時預かり・2号認定による定期利用	9,452人日	28,188人日
		その他の一時預かり(一時保育・トワイライトステイ)	1,044人日	2,040人日
病後児保育事業	保護者が就労等により病気回復期の児童を家庭で養育することができない期間、一時的に保育・看護を行う事業	116人日	580人日	
子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター)	乳幼児や小学生等の保護者が子どもの預かり等を希望する際にセンターの橋渡しにより様々な育児の手助けを行う事業	1,350件	1,350件	
利用者支援事業(子育て世代包括支援センター)	教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるように支援する事業	1箇所	1箇所	
妊婦健診	妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導、医学的検査を実施する事業	314人日	441人日	
乳児全戸訪問事業(こにちは赤ちゃん事業)	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境を把握する事業	314人日	314人日	
養育支援訪問事業(育児支援家庭訪問)	養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行う事業	500人日	500人日	



ライフステージ別子育て支援関連事業一覧

ライフステージ別子育て支援関連事業

妊娠・出産

- 22 | 一般・特定不妊治療費助成制度
- 23 | 母子健康手帳・妊婦健診費助成制度
- 24 | 助産施設入所事業
- 25 | 妊産婦訪問指導
- 26 | ママパパ教室



乳幼児

地域で子どもを支える支援 1 | ファミリーサポートセンター事業

交流の場づくり

- 2 | 子育て支援センター事業
- 3 | 親子サークル
- 4 | あかちゃんひろば
- 5 | 8か月あそびの教室
- 6 | ハイハイヨチヨチタイム
- 7 | 双子三つ子を育てる親の交流会
- 8 | それいけ! わんパーク

健康を守るための取組

- 27 | 離乳食教室
- 28 | にこにこ歯磨き教室
- 29 | 予防接種事業
- 32 | 離乳食後期・幼児食栄養相談
- 33 | 乳児・幼児健康診査・健康相談

- 18 | ブックスタート事業
- 34 | 就学時健康診断

保育・教育等のサービスを提供する取組

- 9 | 保育所・こども園・幼稚園
- 10 | 病後児保育事業
- 11.13 | 一時預かり(一般型・幼稚園型)
- 12 | 延長保育事業
- 65 | 子育て短期支援事業(トワイライト・ショートステイ)

訪問を通じた支援

- 30 | 新生児・乳幼児・未熟児訪問指導
- 31 | 乳幼児家庭全戸訪問
- 66 | 養育支援訪問事業

発達・療育の支援

- 82 | のびのび教室
- 83 | 児童発達支援事業(たんぼぼ園・つくしんぼ園)
- 84 | 療育検討委員会
- 85 | 発達支援保育事業



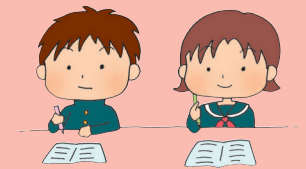
小学生

学習・育みにかかわる取組

- 17 | 子ども館・児童館活動
- 42 | いのちを育む授業
- 43 | 消費生活センター、各種安全教室等
- 44 | 共育コミュニティ
- 45 | コミュニティスクール
- 46 | 適応教室「憩の部屋」
- 48 | 算数教室・科学教室・発明クラブ
- 58 | 消費者教育・啓発
- 59 | 情報モラル教育
- 81 | 就学援助
- 86 | 学校プラトホーム化推進事業

放課後等の居場所づくり

- 14 | 放課後児童健全育成事業(学童保育)
- 15 | 放課後子ども教室推進事業(ふれあいルーム)
- 16 | 放課後等デイサービス事業



学校等の相談支援

- 57 | カウンセリング等支援事業
- 67 | 学校生活や青少年に関する相談

防犯等、安全を守る取組

- 55 | 安全パトロール
- 56 | きしゅうくんの家運動

多世代交流・居場所づくり

- 19 | 図書館事業
- 20 | 公園・広場の整備
- 21 | こども食堂

様々なつながりづくり

- 49 | 市民活動サポートセンター

悩みや負担を減らすための相談

- 35 | 家庭児童相談室事業
- 36 | 市民相談
- 37 | 学校生活関連心配ごと相談
- 38 | 人権相談
- 39 | 子どもに関する相談

子育てへの男女の参画促進

- 60 | 父親の子育て参加促進事業
- 62 | 女性電話相談事業
- 63 | 女性起業家支援研修

地域で子どもの安全を守るための取組

- 52 | 通学路安全推進会議

障がいのある子どもへの支援

- 40 | 障がい者福祉等に関する相談



- 61 | すべての男女が力を引き出し育むためのエンパワーメント講座の開設

放課後等の居場所づくり

- 53 | 青少年育成市民会議
- 64 | 要保護児童対策地域協議会

放課後等の居場所づくり

- 50 | 危機管理室員による出前講座
- 51 | デジタル防災行政無線による緊急情報のお知らせ
- 54 | デジタル防災行政無線を活用した安全啓発

母子・父子家庭に対する支援

- 69 | 母子・父子自立支援員による就労支援
- 71 | 母子生活支援施設事業
- 70 | 母子家庭等自立支援事業
- 72 | ひとり親家庭医療費助成

- 41 | 生活習慣病予防のための各種健診
- 47 | 家庭教育支援事業

助成等の支援

- 68 | 在宅育児支援給付
- 73 | 児童扶養手当
- 74 | 特別児童扶養手当
- 75 | 児童手当
- 76 | 乳幼児・小中学生医療費助成
- 79 | 新生児、2歳未満の乳幼児転入の際の紙おむつ用ごみ袋給付事業
- 80 | 三子以上に係る育児支援助成(和歌山県)

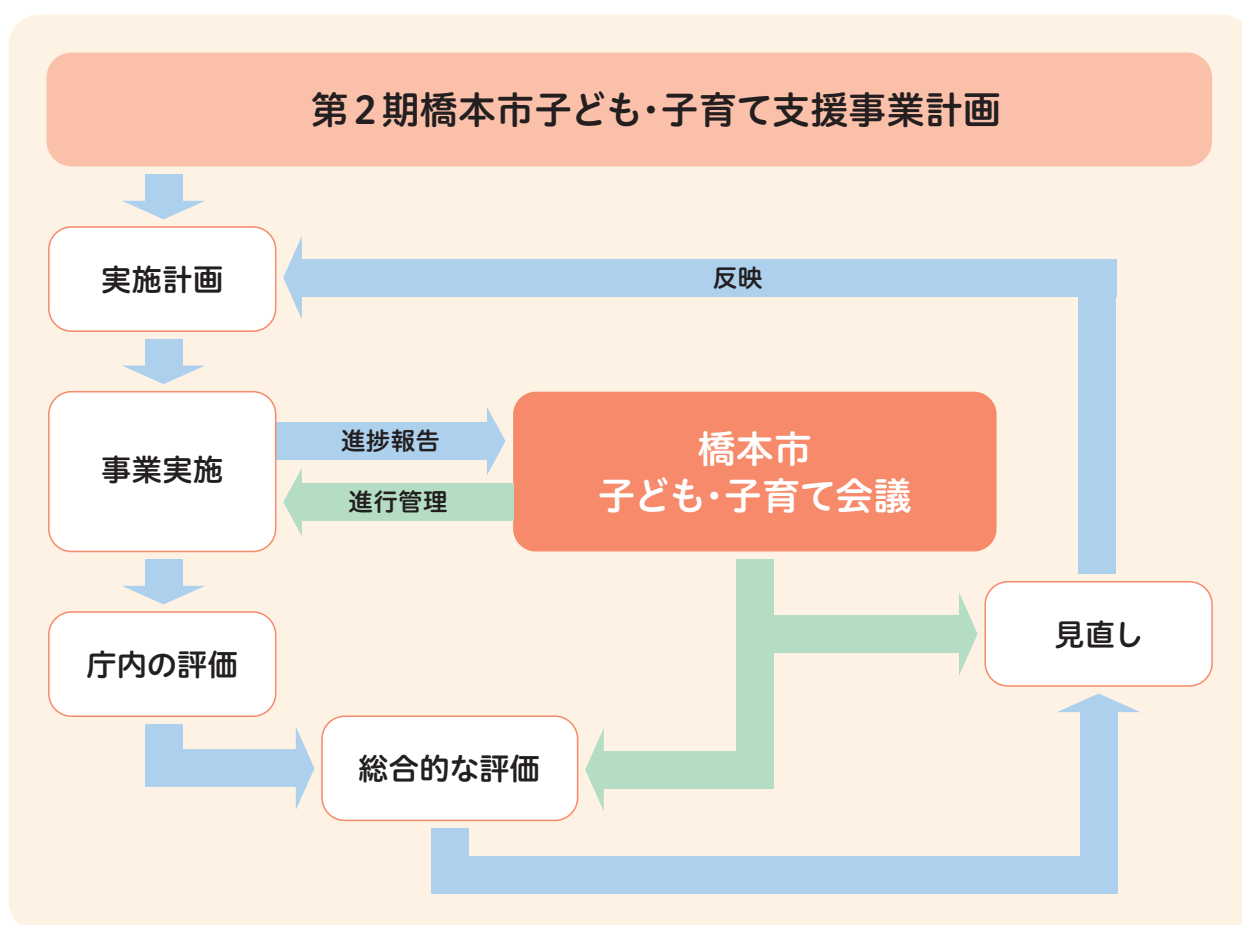
計画の推進

計画の推進体制

本計画の推進は、行政だけでなく、様々な分野での関わりが必要であり、家庭をはじめ、保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業所、学校、地域、その他関係機関・団体等との連携・協働により取り組んでいきます。

計画の進捗管理

「橋本市子ども・子育て会議事務局」(子育て支援各施策の担当課)において、施策・事業の進捗状況を把握し、情報共有を行うとともに、有識者と市民参画により構成される「橋本市子ども・子育て会議」に報告し、計画の推進と進捗管理を行います。



第2期橋本市子ども・子育て支援事業計画【概要版】

発行年月:令和2年3月

発行:橋本市(編集:こども課)

〒648-8585 和歌山県橋本市東家一丁目1番1号

TEL:0736-33-1111(代表) FAX:0736-33-1665

